

クリーニングの取引条件等に関する協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と兵庫県クリーニング環境衛生同業組合（以下「乙」という。）は、消費者の利益の擁護および増進を図るため、クリーニングの取引条件並びに消費者苦情の処理等に関し、次のとおり協定する。

（基本原則）

第1条 乙及び乙に加入している事業者（以下「事業者」という。）は、この協定書に定める諸事項を誠実かつ適切に実施するものとする。

（料金の店頭表示）

第2条 事業者は、別表に掲げる品目のクリーニング料金を店頭その他外部から見やすい場所に表示しなければならない。

2 前項の表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305(1962) 規定する 42 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字としなければならない。

（預り証の発行）

第3条 事業者は、消費者から洗たく物を預ったときは、次に掲げる事項を記載した預り証を発行しなければならない。

- 1 預け入れ者氏名
- 2 預り品目及び数量
- 3 預り年月日
- 4 引き渡し予定年月日
- 5 料 金
- 6 事業者名

（協定マーク等）

第4条 乙は独自のマークを定め、表示することができる。

2 乙が、前項に定める表示をする場合は、乙は甲に対し、協定マークについて事前に協議しなければならない。

（違反者に対する措置）

第5条 乙は、第2条及び第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、必要な調査をし、当該違反事業者に指導を行わなければならない。

2 乙は、甲が第2条及び第3条の規定に違反する事実を指摘したときは、直ちに必要な調査をし、当該違反事業者に指導を行い、その結果を甲に報告しなければならない。

（苦情処理）

第6条 事業者は、自己の提供するサービスその他の内容について苦情があったときは、適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 前項の苦情に関連して、消費者に損害を与えたときは、補償その他の適切な措置を講じなければならない。

3 前項の措置を講じても解決が困難である場合には、乙があっせんその他必要な措置を

講じなければならない。

(苦情処理体制の整備)

第7条 乙は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第8条 甲は、必要に応じてこの協定書に定める諸事項の履行状況を公表できるものとする。

(協議)

第9条 この協定書に、定めのない事項、疑義が生じた事項及び改正を必要とする事項は、そのつど甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和53年10月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和53年3月22日

甲 兵庫県知事

乙 兵庫県クリーニング環境衛生同業組合 理事長

別 表

背広上下	オープンシャツ
ズボン	スポーツシャツ
オーバー	ブラウス(綿)
レインコート	ブラウス(絹)
ワンピース	作業服(上下)
トッパコート	シャツ(S)
婦人上衣	フトンカバー
スカート	毛布(S)
パンタロン	浴衣
学生服(上下)	ウール着物
セーター	ウール羽織
カーディガン	着物(袷)
ワイシャツ	着物(単衣)
絹ワイシャツ	帯
特殊ワイシャツ	長襦袢